平成２７年（フ）第３７号
栃木県小山市城北３丁目14番地６　ラ・セゾン城北Ⅱ101号、従前の住所栃木県小山市西城南４丁目21番地９　マイキャッスルⅡ102号
債務者　増川　延枝（旧姓井野）
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第７０号
長野県塩尻市大字広丘高出1566番地１
破産者　有限会社グリム
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２４４号
北九州市小倉北区西港町72番地39
破産者　日本アムファスト株式会社
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２３８号
東京都国立市富士見台１丁目26番地の15サンコウハイツ207
破産者　福山　静子
1　決定年月日　平成27年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４３号
沖縄県糸満市字米須80番地
破産者　山城　芳雄
1　決定年月日　平成27年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７１号
長野県塩尻市大字広丘吉田字道東312―１
ヴィラコンフォート12　２階２Ｂ号室、住民票上の住所長野県松本市石芝３丁目９番10―８号
破産者　塩入　功一
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１４６号
堺市南区茶山台２丁１番26―105号、営業所所在地堺市堺区二条通４―17
破産者　エフデザインこと海東俊介こと　海東俊一
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
堺市堺区甲斐町東６丁１番43―401号、前住所堺市北区新金岡町４丁２番５―304号
破産者　村井　　要
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９１２号
広島市東区牛田早稲田２丁目19番45―305号
破産者　脇坂　　樹
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９９３号
広島県東広島市西条町郷曽363番地26　ハムレットコミューンＧ棟301号
破産者　市川　三思
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６１号
北九州市小倉北区霧ケ丘３丁目３番20―206号
破産者　真角　友美
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４３７号
北九州市小倉北区清水３丁目７番８号
破産者　久米川弘昌
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４３８号
北九州市小倉北区清水３丁目７番８号
破産者　久米川多恵子
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８６号
北九州市小倉南区長行東２丁目４番14号(202)
破産者　松永　智紀
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１６６号
北九州市小倉北区青葉２丁目７番19号（205）
破産者　高橋久美子
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１９８号
福岡県遠賀郡水巻町吉田西４丁目14番13号
破産者　リカー＆ライスショップトミモリこと　富森　睦夫
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２３６号
北九州市小倉北区足立３丁目９番１―301号
破産者　小畑かおり
1　決定年月日　平成27年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部